

交通ルールについての注意喚起

子供や高齢者のいわゆる交通弱者へのお気遣いをお願い致します

ちはら台ではコミュニティ通りの ZONE30 の策定など、事故の未然防止に取り組んでおります。引き続き交通事故防止は重要な施策でございます。

また、3月5日には自転車等に対する交通違反通告制度（青切符）が閣議決定され、国会に提出され議決されると 2026 年までに法改正となります。対象は自転車運転中のイヤホンの使用（5000 円の反則金、以下同様）、携帯電話の使用（12000 円）、信号無視（6000 円）などとなります。16 歳以上が対象となります。反則金納付がなされない場合には、刑事処分として起訴され場合によっては前科がつくこともあります。

違反の対象ではありませんが、中学生の通学で横並び運転で怖い思いをした、子供たちや高齢者も少数では無いと思います。

皆様にも更にルールや、心づかいとして以下についても、ご家族を含めてご注意をお願い致します。



1. 自転車の乗り方

- ① 急な飛出し
- ② 下り坂でのスピード出しすぎ
- ③ 並行して走行する
- ④ 本来遊歩道（かずさの道を含み）や歩道は自転車走行は、高齢者や子供以外は禁止されております。上記のような走行をしていると、完全に禁止とされかねませんので、お子様の走行を含めて注意をお願い致します。



2. 路上駐車

路上駐車。郵便局前ではまだ見受けられますが、同様に住宅街では路上駐車により小さい子供たちの通行に死角になり、大変危険です。車は急に止まれないと申しますが、小さい子供も止まらずに飛び出してしまうことがあります。新一年生やチョイ慣れの2年生（最も交通事故が多い）も含めて、お気遣いをお願い致します。お互いに被害者の家族にも加害者にもならないように致しましょう。

3. 路上駐車

- ① 道路での遊び。難しい問題です。公園がそれなりに整備されていても、身近の道路で遊ぶ子供たちはいますし、基本的には禁止されていてもなかなか、ダメとは言いにくいのが人情ですし。
- ② ポール遊びやキックボードを見受けます。
- ③ 子どもは遊びに夢中になると、周りが良く見えないことも多々あります。

